

資料編

各人権課題について

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定）第4章人権教育・啓発の推進方策の2各人権課題に対する取組において、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と記され、以下のように、12の人権課題が挙げられています。なお、平成23年4月1日、閣議決定により、人権教育・啓発に関する基本計画の一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 女性 | (2) 子ども |
| (3) 高齢者 | (4) 障害者 |
| (5) 同和問題 | (6) アイヌの人々 |
| (7) 外国人 | (8) HIV感染者・ハンセン病患者等 |
| (9) 刑を終えて出所した人 | (10) 犯罪被害者等 |
| (11) インターネットによる人権侵害 | (12) 北朝鮮当局による拉致問題等 |
| (13) その他（例えば、性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など） | |

これらの人権課題の中から、本資料に取り上げていない人権課題について説明をします。

■アイヌの人々

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、進学や就職、結婚などで差別や偏見が依然として存在しています。

これに対し、アイヌ民族の正当な地位を築こうという気運が高まり、平成9年には、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立しました。そして、平成19年9月、「先住民族の権利に関する国連宣言」（先住民族権利宣言）が採択され、さらに翌年の6月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

現在、アイヌ語伝承のためのアイヌ語教室が開設されたり、伝統文化や伝統行事が各地で復活したりしており、それに対し、国や地方公共団体もアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう支援を行っています。

■HIV感染者・ハンセン病患者等

エイズウイルス（HIV）やハンセン病などの感染症については、まだまだ正しい知識や情報が普及しているわけではなく、こうした感染症等についての理解不足から生じる人権問題もあります。例えば、エイズの原因であるHIVの感染力は非常に弱く、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになっています。兵庫県では、患者等の精神的不安等の負担の軽減を図るため、エイズカウンセラーを派遣し、継続的にきめ細かな相談・カウンセリングを行う「兵庫県エイズカウンセラー派遣事業」を平成20年度から行っています。

また、ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症ですが、過去には遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。しかし、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも万一発病しても、早期治療により後遺症は残りません。ハンセン病に対する差別や偏見の解消を更に推し進めるため、平成20年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、平成21年に施行されました。兵庫県では、「療養所入所者の里帰り事業」や「療養所への訪問・交流事業」などを行っています。

■刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に關しての差別や、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にもかかわらず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、本人だけではなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

■犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者になりうる現実がある中で、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるなどの目に見える被害に加えて、重大な精神的被害を受けています。加えて、再被害の不安や捜査・公判の過程での負担などで新たな精神的被害を受けたり、さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や、過剰な取材・報道などによる名誉や生活の平穩の侵害など、犯罪による直接的被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられることが指摘されています。

このような事態を改善するため、平成 17 年には「犯罪被害者等基本法」が施行されました。兵庫県では、平成 18 年に施行された「地域安全まちづくり条例」の中で、犯罪被害者等を支援する機関・団体と協働して情報提供や相談、その他の支援を行うことを定めています。

■ホームレス

仕事の減少、倒産や失業、病気やけがなどが原因で、公園、河川敷、道路などでの生活を余儀なくされる人々が多数います。こうしたホームレスとなった人々の中には、きちんと就職して働きたいという自立の意志をもつ人が多いにもかかわらず、偏見や差別の対象になることが少なくありません。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などもたびたび発生しています。

こうしたホームレスの自立を支援するために、平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）」が成立し、地方公共団体は就労機会や住居の確保、生活相談などの対策を講じるよう定められました。それに基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 15 年）が策定され、全国調査を経て平成 20 年に見直しがなされました。

兵庫県においても、平成 16 年に国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置するとともに、「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスに対する相談体制、保健・医療の確保、住まいの確保や雇用・就労支援の充実を図っています。

ホームレスの自立を図るためには、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別を解消するよう、地域社会の理解と協力が必要です。

■セクシュアル・マイノリティ

セクシュアル・マイノリティとは、性にまつわる場面において、少数派（マイノリティ）である人たちのことを言います。具体的には、性的指向、性同一性障害などがあり、学校や職場などにおいて偏見や差別を受けて苦しんでいるという現状があります。

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。特に、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては根強い偏見があり、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われなことがあります。

また、性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）、社会的文化的につくられた男女の性役割や行動様式（社会の性）、性自認（こころの性）が一致しないため、自分の性別に違和感をもち受け入れられず、社会生活に支障がある状態を言います。しかし、平成 16 年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。（平成 20 年改正、条件が緩和）

現在も、これらの人々の人権を守るために、啓発活動や相談、調査救済活動が行われており、理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

『人権文化をすすめるために』（平成 22 年 兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会編）から転載

人権課題「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き

～ アニメ「めぐみ」の活用について ～

平成 24 年 11 月
兵庫県教育委員会

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

兵庫県教育委員会では、これまで研修会等を通じて、「北朝鮮当局による拉致問題等」（以下、「拉致問題」とする）を児童生徒の発達段階等に応じ、正しい認識を持てるよう伝えてまいりました。

また、「拉致問題」について指導する際の資料として、アニメ「めぐみ」の積極的な活用をお願いしてきたところです。

このたび、兵庫県教育委員会では、「拉致問題」について指導するにあたり、アニメ「めぐみ」を活用した学習指導事例を発達段階に応じて作成しました。

つきましては、本手引きを参考にアニメ「めぐみ」を積極的に活用し、拉致問題に対する理解を深めるようお願いします。



1 「拉致問題」の経緯について

1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これら事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

平成 14（2002）年 9 月 17 日、第 1 回日朝首脳会談において、北朝鮮は長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。

日本政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として、これまでに 17 人を認定しました。このうち 5 人については、北朝鮮当局が生存を認め、その後この 5 人は日本に帰国しましたが、残る 12 人の被害者について、横田めぐみさんを含む 8 人は死亡、4 人は未入境であると、北朝鮮当局は主張しています。

日本政府は、死亡したとされる 8 人について、「死亡」を裏付けるものが一切存在しないため、被害者は生存しているという前提に立って被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うように北朝鮮当局に対して求めています。このほかにも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、調査・捜査を進めています。

国際連合においては、平成 15（2003）年以来毎年、日本が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

2 人権課題としての「拉致問題」について

- (1) 平成 18 年 6 月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るよう努めること」が、国及び地方公共団体の責務とされました。
- (2) 平成 20 年 3 月、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が、文部科学省の設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」においてとりまとめられ、「個別的な人権課題」の中に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が取り上げられました。

- (3) 平成 23 年 4 月、「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、取り組むべき人権課題の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が新たに追記されました。この中で、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進すること」が明記されました。

3 アニメ「めぐみ」について

昭和 52 年 11 月、当時中学 1 年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた 25 分のドキュメンタリー・アニメです。

このアニメは、漫画「めぐみ」（原作・監修：横田滋・早紀江、作画：本そういち、出版社：双葉社）をモチーフとして、内閣官房拉致問題対策本部によって制作されたものです。

なお、アニメ「めぐみ」の動画ファイルは次の H P から無料でダウンロードして活用できます。

URL： <http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>



4 指導にあたっての留意点について

- (1) 学校教育において「拉致問題」を指導する際には、児童生徒の発達段階を考慮すると同時に、学校や地域の実態を考慮することが求められます。
- (2) 小・中学校の社会科、高等学校では日本史や現代社会などにおいて「拉致問題」は扱われており、これらの教科書記述との関連を踏まえ、指導することが必要です。
- (3) 本手引きでは、校種ごとに指導のねらいを以下のように設定し、指導の参考として学習指導事例を作成しました。

小 学 校…… 拉致被害者の家族の心の痛みや思いに共感することを通して、
拉致問題に関心をもたせるとともにその重大性を認識させる。

中 学 校…… 拉致問題が人権課題の一つであることを理解させるとともに、
解決に向けて国民一人一人が考えることの大切さを認識させる。

高等学校…… 拉致問題が人権課題の一つであると認識させるとともに、自らの
問題として捉え、この問題を共に解決していこうとする意欲や
態度を育てる。

- (4) 学習指導事例の「分類」は、「人権教育基本方針」の内容項目による分類を示しています。
- (5) 拉致問題の事実が判明して以来、国内において、朝鮮学校やその生徒に対する脅迫や嫌がらせなど、人道にあってはならない事件が発生していることから、平成 14 年 10 月「緊急アピール」（兵庫県知事他）に示されたとおり、互いの人権を尊重し、共に支え合いながら、「世界の人と共に生きる国際性豊かな社会の実現」に向けて、在籍する外国人児童生徒がいじめにあうことがないように、十分に配慮願います。

5 参考

- (1) 北朝鮮による日本人拉致問題について

詳しくは、内閣官房拉致問題対策本部ホームページをご覧ください。

URL： <http://www.rachi.go.jp/>

- (2) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年 12 月 10 日～ 16 日）について

平成 18 年 6 月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるために設けられました。この啓発週間を中心に拉致問題の早期解決を訴えるための様々なイベントが実施されています。

小学校 学習指導事例

学年	6 年	分類	2-(1)-ア	資料名	北朝鮮による日本人拉致問題 啓発アニメ「めぐみ」	関連 領域	道徳	3-(1)
----	-----	----	---------	-----	-----------------------------	----------	----	-------

1 ねらい

- 拉致被害者家族の心の痛みや思いに共感させることを通して、拉致問題に関心をもたせるとともにその重大性を認識させる。

2 趣旨

- めぐみさんは、中学1年生の時に拉致され、それ以降家族に会うことも連絡することもできない状況に追いやられたことから、拉致問題は、決して許されない国家的な犯罪行為であり、生命や安全を脅かす重大な人権問題であることを認識させる。
- 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する態度を育てる。

3 配慮事項

- 拉致問題は、国家による犯罪行為であり、その国の人々には責任はないということをおさえるとともに、教育の中立性に配慮する。

4 展開例

学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 点
1 アニメ「めぐみ」を視聴する。	○社会科で学習した拉致問題と関連させ、現実には起こっているいまだに解決されていない問題であることを確認する。
2 めぐみさんがいなくなった時の両親の思いを考える。	○アニメの視聴後、ワークシートに両親の思いを書かせる。
めぐみさんがいなくなった時、両親はどんな思いだったでしょう。	
・どこへ行ってしまったのだろう。 ・事故にあってしまったのか。 ・早く会いたい。	○これまで愛情を注いで育ててきためぐみさんを必死で探す家族に着目させ、突然いなくなったわが子を思う悲痛な気持ちに気づかせる。
3 めぐみさんが、北朝鮮に拉致されたことがわかった時の両親の思いを考える。	
めぐみさんが拉致されたことがわかり、救出を呼びかける両親はどんな思いだったでしょう。	
・私が身代わりになりたい。 ・絶対に助けるからね。 ・日本中の人に関心をもってもらい、救出したい。	○めぐみさんの両親の何とかしてわが子を助け拉致問題を解決したいという思いに気づかせ、親子愛や家族愛について考えさせる。
4 自分の身の回りにある人権にかかわる問題について考える。	○差別や偏見が生命や安全を脅かす問題であることを理解させる。 ○「身の回りに苦しい思いをしている人がいないか」を振り返らせる。 ○在籍する外国人児童がいじめにあうことがないように、十分に配慮する。

アニメ「めぐみ」

年 組 名前 ()

- 1 めぐみさんがいなくなった時、両親はどんな思いだったでしょう。

Blank writing area for question 1, consisting of 8 horizontal lines within a rounded rectangular frame.

- 2 めぐみさんが^ら致されたことがわかり、救出を呼びかける両親はどんな思いだったでしょう。

Blank writing area for question 2, consisting of 8 horizontal lines within a rounded rectangular frame.

人権にかかわる記念日等

平成 24 年 11 月

□人権教育課

月	日	名 称 (○デー、□週間、■運動、☆月間)
3 月	8 日	○国際女性の日
	2 1 日	○国際人種差別撤廃デー
4 月	7 日	○世界保健デー
5 月	3 日	○憲法記念日
	5 日	○こどもの日 □児童福祉週間 (5～1 1 日)
6 月	☆男女雇用機会均等月間	
	1 日	○人権擁護委員の日
	2 2 日	○らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
	2 3 日	□男女共同参画週間 (～2 9 日)
	2 5 日	□ハンセン病を正しく理解する週間 (2 5 日を含む週の日曜日～土曜日)
7 月	☆社会を明るくする運動強調月間 (法務省)	
8 月	☆人権文化をすすめる県民運動強調月間 (兵庫県)	
9 月	8 日	○国際識字デー
	1 0 日	○世界自殺予防デー □自殺予防週間 (～1 6 日)
	1 5 日	□老人週間 (～2 1 日) ○老人の日 (第 3 月曜日:「敬老の日」)
1 0 月	1 日	○国際高齢者デー
	3 日	○犯罪被害者の日
1 1 月	☆児童虐待防止推進月間	
	1 2 日	■女性に対する暴力をなくす運動 (～2 5 日)
	2 5 日	○女性に対する暴力撤廃の国際デー
	2 5 日	□犯罪被害者週間 (～1 2 月 1 日)
1 2 月	1 日	○世界エイズデー
	3 日	○国際障害者デー □障害者週間 (～9 日)
	4 日	□人権週間 (～1 0 日) ○国際人権デー (1 0 日)
	1 0 日	□北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (～1 6 日)